

## (仮称)流山市受動喫煙防止条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、公共的空間における受動喫煙による健康への悪影響の防止に関する市、市民等、事業者及び保護者の責務を明らかにし、これらすべての主体が受動喫煙による健康への悪影響の防止のための対策を推進することにより、市民等を受動喫煙による健康への悪影響から保護することを目的とする。

### 【趣旨】

本条の規定は、流山市受動喫煙防止条例（以下「本条例」という。）の目的を明らかにすることにより、本条例の性格及び規定し得る範囲を定め、次条の規定の解釈について、基本的な指針を与えるものである。

なお、本条例の立法事実（本条例を制定する際の基礎を形成し、その合理性を支える社会的・経済的事実）は次のとおりである。

- ① 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）の立法以降においても、受動喫煙の健康影響に関する科学的知見の集積が図られたことによって、受動喫煙による健康への悪影響が、より明確に認識されるようになったため、これを未然に防止することが急務となっていること。
- ② 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日健発0225第2号）において、多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべきであり、全面禁煙が極めて困難な場合は、適切な受動喫煙防止対策を進め、屋外でも、子どもが利用する公共的な空間は配慮が必要という方向性が示された。

このため、受動喫煙の健康への悪影響に対する社会的な理解が進み、これまで、喫煙に対して寛容であった社会認識が、受動喫煙にさらされることを容認しない方向へシフトしている。

### 【解説】

#### 1 受動喫煙による健康への悪影響

「受動喫煙による健康への悪影響」については、平成22年2月25日の厚生労働省健康局長通知において、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IARC（国際がん研究機関）は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ1と分類している。

また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有

害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされていると示されている。

## 2 市、市民、事業者及び保護者の責務を明らかにする

本条例は受動喫煙を防止するための対策を推進することを目的とするものであり、まず市が率先して、知識の普及及び啓発に努めることは、市民、事業者及び保護者が、それぞれの責務を果たすために不可欠である。

このため、市の責務規定を最初に置き（第4条）、次に、受動喫煙を避けて健康増進を図ることができるか否かは、市民・事業者及び保護者の意思や行動にかかっているものであるため、市民・事業者・保護者の責務規定を置いた。（第5条、第6及び第7条）

なお、厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日）においても、受動喫煙の健康への悪影響が高い未成年を保護することの重要性が示されており、市民とは別に保護者の責務規定を置いた。（第7条）

### （基本理念）

第2条 市、市民等、事業者及び保護者は、受動喫煙が人の健康に疾病や障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識し、本市の健康都市宣言の趣旨を踏まえ、受動喫煙によるこれらの悪影響から市民等を保護するための必要な施策を市、市民等、事業者及び保護者が一体となって展開していかなければならない。

### 【趣旨】

本条の規定は本市が施策を展開していくための基本理念を定めるものである。

### 【解説】

#### 1 受動喫煙が人の健康に疾病や障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識し

日本は、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国となっている。本条約の第8条においては、締約国はたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識し、たばこの規制に関する行政上の措置が求められている。

#### 2 本市の健康都市宣言の趣旨を踏まえ

健康都市宣言とはWHO（世界保健機構）が提唱する「健康を実現するためには個人の生活習慣の改善だけでは不十分であり、健康に影響し

ている環境全体を健康なものにしていこうという健康都市運動への参加宣言である。

本市は総合計画（平成12年度～平成31年度）の中で、「健康で明るい暮らしづくり」を施策として取り上げ、さらに下期5か年計画ではこれを重点施策に位置づけるとともに、重点プロジェクトの一つに、「健康いきいきまちづくり」を掲げ、市民の健康増進を推進するまちづくりを行う努力を続けている。

これらの施策をさらに推進するために、本市はWHOが提唱する健康都市運動への参加を表明し、平成19年1月には「健康都市宣言」を行い、同年4月には健康都市連合日本支部に加盟している。現在までに全国から11都県25都市が加盟している。

健康都市宣言の趣旨を踏まえ、受動喫煙による被害を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、まち全体の取組みとして展開していかなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）公共的空間 不特定又は多数の者が利用することができる空間（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び道路（公園等に設置されるものを除く。）を除く。）をいう。
- （2）公共的施設 学校、体育館、病院、集会場、事務所、官公庁施設、飲食店その他の健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する施設（当該施設の敷地を含む。）をいう。
- （3）受動喫煙 公共的空間において自己以外の者の喫煙（点火されたたばこを保持することを含む。）によりたばこの煙を吸わされることをいう。
- （4）分煙 公共的施設における公共的空間について、規則で定める基準に従い、喫煙を可能とする区域と喫煙をしてはならない区域に分割し、かつ、公共的施設における屋内の公共的空間にあつては、規則で定める基準に従い、喫煙を可能とする区域から喫煙をしてはならない区域にたばこの煙が流れ出ないようにすることをいう。
- （5）喫煙可能区域 分煙により喫煙が可能となる区域をいう。
- （6）市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （7）事業者 事業を営む法人又は個人をいう。
- （8）施設管理者 公共的施設を管理する権限を有する者をいう。
- （9）保護者 未成年者を現に監護する者をいう。

(10) 公園等 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園（公園に限る。）その他これに準ずるものとして規則で定める公共的空間を有する施設をいう。

## 【趣旨】

本条の規定は、用語の定義を行って、次条以下の用語の解釈の統一を図るものである。

なお、本条例においては、公共的空間（第1号）、公共的施設（第2号）といった用語に特別の意義を与えているので、本条例を適切に運用していくためには、これらの用語の意義を正確に理解することが求められる。

## 【解説】

### 1 公共的空間(第1号)

公共的空間とは不特定又は多数の者が利用又は出入りすることのできる空間のうち、居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域並びに道路を除く区域とした。

居室を除くとしたのは、居室がプライベートな空間であり、これを条例の規制の対象区域とすることが適当でないと考えられるためである。宿泊施設の客室、福祉施設の居室など利用している期間は住居と同様にプライベートな空間であると考えられるので、公共的空間には該当しないこととなる。

事務室を除くとしたのは、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第3条第1項の規定により、事業者に対して、快適な職場環境の実現を通じて職場における労働者の安全と健康を確保する旨の努力義務が課せられ、同法第71条の3の規定に基づき事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年7月1日労働省告示第59号）が公表され、さらに、職場における喫煙対策のガイドラインが、平成15年5月9日基発第0509011号の厚生労働省労働基準局長通達によって示され、既に喫煙対策の取組が進められていることから、本条例が競合的に適用されることによって、混乱が生ずることを回避する必要があったことによるものである。

道路を除くこととしたのは、道路は一般の交通の用に供することを目的とするものであるため、同じ場所に一定時間留まるものでなく、受動喫煙の影響は少ないと考えられるため、これを条例の規制の対象区域とすることが適当でないと考えられるためである。

なお、公園等に設置される道路については、交通の目的を持つものであるが、その使用の形態は一般の道路とは異なり、公園内の散策等のための公園の機能を果たすための施設として設置されていると考えられるため、これを条例の規制の対象としたものである。

なお、道路については、流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（平成14年6月28日条例第21号）により、環境美化の観点から喫煙について規制されている。

## 2 公共的施設(第2号)

受動喫煙が生ずるおそれがある環境は、公共的空間の全てといってもよいのであるが、本条例では施設管理者に対して、受動喫煙防止のための措置を講ずる努力義務を課しているので、その範囲を明確にするため、公共的施設としてその範囲を定義したものである。

公共的施設に係る施設は、健康増進法第25条の規定においてその対象となる施設と同義としたが、このうち、特に市内に存する代表的施設を例示したものである。

健康増進法第25条の規定においてその対象となる施設とは、次に掲げる施設となっている。

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、福祉会館、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船等多数の者が利用する施設

また、本条例においては、健康増進法第25条の規定においてその対象となる施設の敷地も含めて公共的施設とし、健康増進法が対象する施設よりもその範囲を拡大している。これは、公共的施設に属する施設の敷地は、不特定又は多数の者が利用又は出入りすることのできる空間であり、当該施設との一体性を考慮し、これを公共的施設の内容として定義したものである。

## 3 受動喫煙(第3号)

たばこの煙には、喫煙者が直接吸いこむ「主流煙」と、火のついたたばこの先から出る「副流煙」があります。受動喫煙は、副流煙と喫煙者の吐き出した煙を吸わされることです。

かみたばこ、無煙たばこ、電子たばこ等の使用しても煙の出ないたばこは除外する。

## 4 分煙(第4号)

受動喫煙を防止するためには、施設管理者の設定した喫煙を禁止する区域を選択した利用者が、その利用の開始から終了までの間において、たばこの煙にさらされないことが必要であり、単に喫煙禁止区域を設けそこでの喫煙を禁止したとしても、たばこの煙は空気中に拡散することから、隣接する区域へのたばこの煙の流入も防止しなければならない。

公共的施設における公共的空間を喫煙を可能とする区域と喫煙をしてはならない区域に分割する方法及びけむりの流出を防止する方法については、公共的施設の構造や利用形態、さらには分煙のための施設や設備に関する技術の進歩により様々な方法が考えられるため、具体的な方法については、規則で定めることとしたものである。

なお、喫煙所設置も分煙の方法とする。

規則で定める基準は、次のとおりである。

### 【喫煙可能区域と禁煙区域の分割の方法】

…定義の第1の規則で定める基準

- (1) 公共的空間のうち出入り口、廊下、階段、エレベーター、便所その他利用者が共同して利用する区域は、その全部を喫煙禁止区域とする。
- (2) 利用者が共同して利用する区域以外の公共的空間を喫煙可能区域と禁煙区域に分割すること。
- (3) 一つの公共的施設の複数の区画された公共的空間において同じサービスを提供している場合の分割は、それらの区域を一つとして分煙を行うものとする。  
(例) 複数階建ての飲食店の場合、フロア分煙も認められる。
- (4) 一つの公共的施設の公共的空間において複数のサービスを提供している場合の分割は、それぞれのサービスを提供している場所ごとに、これを行うものとする。  
(例) 宴会場、結婚式場、衣装室、美容室や写真室といった複数のサービスを提供しているホテル等
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、喫煙所を設置し、喫煙所以外は禁煙とすることができる。

### 【喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置】

…定義の第2の規則で定める基準

- (1) 喫煙可能区域又は喫煙所と喫煙禁止区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等（壁、パーティション、障子、襖等）を設けること。
- (2) 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、開口部において喫煙禁止区域から喫煙可能区域または喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせること。  
空気の流れを作るには、以下の計算式から算出した排気量を確保することが必要です。  
必要排気量（ $\text{m}^3/\text{分}$ ）＝ $0.2$ （ $\text{m}/\text{秒}$ ）×（ドアの面積） $\text{m}^2$ × $60$   
通常の家庭用の換気扇（直径25cm）の排気風量は約15 $\text{m}^3/\text{分}$ 程度
- (3) 喫煙可能区域又は喫煙所に、当該喫煙可能区域又は喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備（換気扇等）を設けること。

## 5 喫煙可能区域(第5号)

分煙により喫煙が可能となる区域をいう。

## 6 市民等(第6号)

市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

## 7 事業者(第7号)

事業者とは、事業を営む法人及び個人をいい、本条例の規制対象となる公共的施設において事業を行う者に限定されるものではない。すなわち市内に事業所を設けて事業を行うすべての事業者をいう。その事業所が公共的施設には該当しない農業や公共的空間を有さない専用事務室

のみで構成される事業所においてもここに含まれ、第6条の事業者の責務は、こうした事業者にも課されることとなる。

## 8 施設管理者(第8号)

公共的施設を管理する権限を有する者をいう。

## 9 保護者(第9号)

未成年者を現に監護する者をいう。

## 10 公園等(第10号)

一般的に公園とは「主として屋外において、休息、観賞、散歩、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供して、環境の改善、健康の増進、都市美の向上を図るとともに、空地を確保して防災避難等災害の防止に資することを目的とした行政主体が設置した園地」をいう。都市公園法の公園とは街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、風致公園、歴史公園等である。その他これに準ずる公共的空間を有する施設として、その目的が公園として利用されており、未成年者の利用が想定される施設を規則で定め、合わせて公園等と定義する。

### 規則に定める公園等

- 1 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園のうちの公園（別表 都市公園現況）
- 2 その他の規則に定める公共的空間を有する施設
  - (1) 東初石1号緑地（ちびっこ公園）
  - (2) 東初石2号緑地（わんぱく公園）
  - (3) 東初石3号緑地（ふれあい公園）
  - (4) 東初石4号緑地（いきいき公園）
  - (5) におどり公園
  - (6) 駒木児童遊園
  - (7) 東谷子ども遊び場
  - (8) 西初石5丁目子ども遊び場
  - (9) 泉子ども遊び場
  - (10) 前ヶ崎子ども遊び場
  - (11) 八木南子ども遊び場
  - (12) 長崎子ども遊び場
  - (13) 東深井子ども遊び場
  - (14) こうのす台子ども遊び場
  - (15) 駒木第2子ども遊び場
  - (16) 野々下さつき子ども遊び場
  - (17) 前ヶ崎みどり子ども遊び場
  - (18) ホームタウン初石、若葉台子ども遊び場
  - (19) 向小金3丁目子ども遊び場
  - (20) 西初石ふれあいの森
  - (21) 野々下ふれあいの森
  - (22) 芝崎小鳥の森

- (23) 東深井散策の森
- (24) 松ヶ丘2号散策の森
- (25) 愛宕ふれあいの森
- (26) 駒木ふるさとの森
- (27) 西初石小鳥の森
- (28) 西深井散策の森
- (29) 長崎ふれあいの森
- (30) 運河散策の森
- (31) 中野久木散策の森
- (32) 三輪野山散策の森
- (33) 長崎散策の森
- (34) 松ヶ丘3号散策の森
- (35) 向小金ふるさとの森
- (36) 長崎いこいの森

(市の責務)

- 第4条 市は、受動喫煙による健康への悪影響及び受動喫煙の防止に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。
- 2 市は、受動喫煙の防止の推進に関する施策の策定及びその実施に当たって、市民等、施設管理者、事業者及び保護者との連携及び協働に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、自己以外の者に自己の喫煙により受動喫煙が生じないように努めなければならない。
- 2 市民等は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって、受動喫煙の防止に自ら努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

- 第7条 保護者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その監護する未成年者に受動喫煙による健康への悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

第4条から第7条までの規定は、受動喫煙を防止するために果たす

べき、市、市民等、事業者及び保護者それぞれの責務を明らかにしたものであって、これらの者については、本条例の規制が及ばない領域においても、受動喫煙を防止するための対策を講じるよう努めなければならないこととなる。なお、これらの責務規定の順序については、第1条の解説を参照のこと。

## 【解説】

### 1 市の責務

本条は、受動喫煙の防止について、そのための意識の向上が市全体の取り組みとなるよう、市の果たすべき責務を明らかにしたものである。

もとより、市は、事業者として、第6条に規定する事業者の責務を十分に果たすべきことは言うまでもない。

(1) 市は、受動喫煙の健康への悪影響について、市民等及び事業者の理解が深まり、その防止に向けた自主的な取組が促進されるよう、公衆衛生に関する情報や環境整備のための技術的な情報の継続的な提供、計画的な普及啓発のためのキャンペーンその他の必要な支援に努めなければならない。(第1項)

(2) 市は、受動喫煙の防止に関する施策の実施に当たっては、多様な意見を反映し、施策の効果を確実なものとするため、市民等、施設管理者、事業者及び保護者と連携・協働するよう努めなければならない。(第2項)

### 2 市民等の責務

本条は、受動喫煙を防止することによって、自らの健康のみならず、市民等全体の健康を守る努力をすべき市民等の責務を定めるものである。

(1) 市民等は、自らの健康のみならず、市民等全体の健康を守るため、受動喫煙の健康への悪影響について理解を深め、正しい行動をとるとともに、この条例に規定する空間のみならず、路上、家庭、職場その他の他人と共有する空間においても、喫煙マナーを守ることにより、他人に自分のたばこの煙を吸わせることのないよう、努力しなければならない。(第1項)

(2) 市民等は市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力することを通じて、受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止するとともに、受動喫煙を防止するための意識の向上を図らなければならない。(第2項)

### 3 事業者の責務

本条は、公共的施設のみならず、社会全体として、受動喫煙を防止するための環境を整備するためには、事業者における取組みが不可欠であることから、事業者が果たすべき責務を明らかにしたものである。

(1) 事業者は、事業所を訪れ、又は事業所において仕事に従事するすべての者の健康を守るため、本条例の趣旨と受動喫煙の健康への悪影響について理解を深め、受動喫煙の健康への悪影響を防止するよう努めな

なければならない。（第1項）

（2）事業者は、労働安全衛生の観点からの「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成4年7月1日労働省告示第59号）及び「職場における喫煙対策のガイドライン」（平成15年5月9日基発第0509001号の厚生労働省労働基準局長通達）に基づく取組みを進めるに当たっては、本条例の趣旨を踏まえ、労働者、とりわけ未成年者である労働者を受動喫煙の健康への悪影響から保護するよう努めなければならない。（第1項）

（3）事業者は、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力することを通じて、受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止するとともに、受動喫煙を防止するための意識の向上を図らなければならない。（第2項）

#### 4 保護者の責務

本条は、未成年者の受動喫煙を防止するためには、本条例の規制が及ぶ領域にとどまらず、日常生活全般における監護が重要であることから、保護者が果たすべき責務を明らかにしたものである。

なお、本条による保護者の責務の内容を具体的に示せば、次のとおりである。

（1）保護者は、未成年者が、受動喫煙の健康への悪影響について、適切な判断ができないことを認識し、その監督保護する未成年者が、公共的空間のみならず、家庭や職場においても、受動喫煙を避けるため正しい行動をとることができるよう監護・指導に努めなければならない。

（2）保護者は、家庭をはじめとする日常生活全般において、未成年者をたばこの煙にさらすことのないよう、自らも正しい行動をとるよう努めなければならない。

##### （施設管理者の努力義務）

第8条 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間のすべての区域を禁煙とするよう努めなければならない。

2 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間のすべての区域を禁煙とすることが極めて困難である場合には、当該区域について分煙の措置を講じるよう努めなければならない。

3 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋外の公共的空間であって、未成年者の利用が想定されるものについては、当該公共的空間の利用の状況を勘案し、当該公共的空間のすべての区域について、禁煙、分煙その他の受動喫煙を防止す

るための対策をするよう努めなければならない。

4 施設管理者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その管理する公共的施設の利用者に受動喫煙がないよう努めなければならない。

5 施設管理者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条の対象となる施設は第9条で規定されているものを除く公共的施設全てについてである。公共的施設の種類は多様であり、その利用の目的や物理的に禁煙、分煙が極めて困難な施設もありえるが、受動喫煙防止の推進のためすべての公共的施設の施設管理者に対して取り組んでもらいたいとの意図から、その公共的施設全てを対象とした。

### 【解説】

#### 1 禁煙(屋内の公共的空間)(第1項)

禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効であると考えられているため、不特定または多数の者が利用する公共的空間は、原則として禁煙とすることを施設管理者に求めるものである。

#### 2 分煙(屋内の公共的空間)(第2項)

禁煙が極めて困難である場合とは、施設の構造上の制限がある場合や、経済上の制限がある場合を指す。喫煙者の勤務効率のような個人的な問題は禁煙が極めて困難とはいえない。勤務中に一定の場所で待機をすることが求められているような場合、その場所を離れて喫煙に行くこと自体が問題になると思われるので、休憩時間等に喫煙すべきと思われる。

禁煙が極めて困難である場合には、喫煙可能区域を設定する、喫煙所を設置するなどの分煙により受動喫煙防止対策を求めるものであり、将来的には禁煙を目指すことを求めるものである。

分煙のしかたについては、喫煙可能区域の設定、喫煙可能区域から禁煙区域にたばこの煙が流れ出ない方法を規則を参考に実施すること。

#### 3 禁煙、分煙、その他の対策(屋外の公共的空間であって、未成年者の利用が想定)(第3項)

特に未成年者への受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することは重要であるため、公園や学校に限らず、屋外であっても未成年者の利用が想定される公共的施設では受動喫煙防止の対策が必要である。

禁煙、分煙が極めて困難である場合、その他の受動喫煙を防止するための対策として、喫煙場所を定めその場所以外は喫煙を禁止する、出入り口や未成年者の利用が想定される場所を避けて喫煙場所を設けるなど設置場所にも配慮する、喫煙可能時間を決める(時間分煙)など、できる限り受動喫煙を防止するための対策を行うこと。

#### 4 受動喫煙防止(第4項)

施設管理者は、当該施設を訪れ、又は当該施設において仕事に従事するすべての者の

健康を守るため、本条例の趣旨と受動喫煙の健康への悪影響について理解を深め、受動喫煙の健康への悪影響を防止するよう努めなければならない。

## 5 市が実施する施策に協力(第5項)

施設管理者は、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力することを通じて、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するとともに、受動喫煙を防止するための意識の向上を図らなければならない。

(喫煙を禁止する公共的施設等)

第9条 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、何人も、市が設置し、又は管理する次の各号に掲げる施設においては、喫煙をしてはならない。

- (1) 公共的施設（居室の用に供する部分その他これに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域を除く。）
- (2) 公園等

### 【趣旨】

市は、本条例の趣旨により、受動喫煙の防止に率先して取り組むとともに、その取り組みが社会の範となるよう、市が設置し、又は管理する施設における受動喫煙防止対策をさらに徹底するなど、受動喫煙による健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。ここでいう「何人も」とは、「誰でも」との意であり、市民のみではなく全ての者をいう。

### 【解説】

#### 1 公共的施設(第1号)

少なくとも市の設置及び管理する公共的施設については禁煙とし、その利用者に対して受動喫煙から保護することとする。

居室の用に供する部分その他これに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域とは、市営住宅及び特別養護老人ホーム等の個人の居室を指し、その敷地や事務室は入らない。

#### 2 公園等(第2号)

公園等とは、第3条第11号に規定されている施設をいう。

(喫煙用設備の設置の禁止等)

第10条 施設管理者は、その管理する公共的施設の公共的空間のすべての区域について、禁煙又は分煙の措置を講じた場合は、当該措置を講じた区域(分煙の措置に係る区域にあっては、当該区域のうち喫煙可能区域以外の区域に限る。以下「喫煙禁止区域」という。)に灰皿等の喫煙に必要な設備を設置してはならない。前条の規定により、喫煙が禁止される区域において

も同様とする。

### 【趣旨】

本条の規定は、第8条に規定する施設管理者が公共的空間の禁煙または分煙を進める努力義務及び第9条に規定する喫煙を禁止する公共的施設での喫煙禁止の規制を実効のあるものとするため、施設管理者が当該区域に喫煙器具・設備を設置することを禁止するものである。

### 【解説】

本条は、喫煙禁止区域において喫煙禁止の規制を徹底するためには、喫煙者に、喫煙できない環境であることを認識してもらう必要があることから、灰皿等の喫煙器具類の設備を設置することを禁止することを定めるものである。ここにいう「設置」には、灰皿等の喫煙器具類を販売するための陳列や装飾品としての展示は含まないものである。

また、本条の規定は、屋内の公共的空間に限らず、屋外であっても、第8条で規定する禁煙の措置を講じた公共的空間については、灰皿等を設置することを禁止する。第8条で規定する分煙の措置を講じた公共的空間についても、喫煙をしてはならない区域については、灰皿等を設置することを禁止する。

(喫煙可能区域への未成年者の立入りの制限)

第11条 施設管理者は、その管理する公共的施設の公共的空間における喫煙が可能な区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

2 保護者は、公共的施設の公共的空間における喫煙が可能な区域に、その監護する未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条の規定は、本条例の未成年者を受動喫煙による悪影響から保護するという目的を達成するための手段として、喫煙可能区域への未成年者の立ち入りを制限することとし、施設管理者及び保護者にそのための努力義務を課すものである。

### 【解説】

#### 1 施設管理者の努力義務(第1項)

本項は、未成年者の立入制限に関して施設管理者の努力義務を定めるもので、施設管理者は、条例設置の喫煙環境に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。具体的には次の点について努力義務を負う。

- ・ 未成年者を喫煙可能区域に案内してはならない。
- ・ 未成年者が喫煙可能区域を自発的に利用しようとした場合には、その利用を制止しなければならない。

- ・ 未成年者が喫煙可能区域に立ち入った場合には、そこからの立ち退きを求めなければならない。

なお、本条の「立ち入らせる」とは、施設の本来目的による利用のために立ち入ることを指し、単に通過することは含まないため、喫煙禁止区域からトイレまでの経過中に独立した廊下が無く、喫煙可能区域が含まれている施設において、未成年者がトイレに行くのに喫煙可能区域を通過することまで規制するものではない。

本項の趣旨は、未成年者は、受動喫煙の健康への悪影響について適正な判断を必ずしも期待できないことから、本人の意思や未成年者を同伴する者の意思にかかわらず、未成年者を強制的に保護しようとするものであるから、成人が未成年者を伴って喫煙可能区域を利用しようとした場合においても、その未成年者（たとえ乳幼児であっても）を喫煙可能区域には立ち入らせないよう努めることとなる。このため、レストランの場合では、施設管理者は、未成年者を同伴する客については、喫煙禁止区域に案内するよう努めることとなるのである。

本項の立入り制限に関する規定は、その対象が、受動喫煙の健康への悪影響について適切な判断が期待できない未成年者であることから、立入り制限に関する努力義務を負うのは、利用者である未成年者自身ではなく、施設管理者としたものである。

## 2 保護者の努力義務(第2項)

本項は、未成年者の立入制限に関して保護者の義務を定めるもので、保護者は、条例設置の喫煙環境に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。具体的には本項の規定により、保護者は、次の努力義務を負う。

- ・ その監督保護する未成年者を伴って喫煙可能区域を利用してはならない。
- ・ その監督保護する未成年者に対して、喫煙区域に立ち入らせるような役務を依頼してはならない。
- ・ その監督保護する未成年者が喫煙可能区域を自発的に利用しようとした場合には、その利用を制止しなければならない。
- ・ その監督保護する未成年者が喫煙可能区域に立ち入った場合には、そこから連れ出さなければならない。

## 3 喫煙可能区域での業務に従事する者

本条では、喫煙可能区域での業務に従事する者については、強制保護の対象から除く。業務に従事する者については、喫煙可能区域であってもそこは職場であり、そこには労働安全衛生法に基づく快適な職場づくりの努力義務が事業者に課されており、こうした職場における受動喫煙の健康への悪影響から未成年者である従業員を保護することについては、規制を施すことによって未成年者の雇用に対して影響が生じる可能性もあるため、労働安全衛生の観点からの取り組みに委ねるものである。

(喫煙の中止等の求め)

第12条 施設管理者は、その管理する公共的施設に係る喫煙禁止区域において、喫煙をしている者を見つけた場合は、喫煙をやめるよう注意し、又は当該喫煙禁止区域から退出するよう求めることができる。

### 【趣旨】

本条の規定は、第8条に規定する喫煙禁止区域における喫煙禁止の規制を実効のあるものとするため、施設管理者に対して喫煙を中止させ、又は喫煙者の退出を求める権限を付与するとともに、その行使について、施設管理者に対して一定の受忍を求めようとするものである。

### 【解説】

本条は、施設管理者に対して、喫煙禁止区域内における喫煙の制止を求める権限を付与するものである。喫煙行為を誰も制止しないままに放置し、その行為が継続・反復されれば、市民が受動喫煙による健康への悪影響を受けることにつながるため、本条例の受動喫煙の防止という目的を達成するためには、公共的施設の管理権を有する施設管理者に対して、喫煙中止を求める権限を付与することが適当である。

なお、本条による喫煙制止の権限は、権力的行為を授権するものではないので、施設管理者に対し、強制的にたばこの火を消すことや、物理的な力を行って喫煙者を喫煙禁止区域から退出させることまでを求めるものではないが、喫煙行為を漫然と放置し、あるいは見過ごすようなことがないよう喫煙中止を求める権限を付与するものである。

(周知等)

第13条 施設管理者は、その管理する公共的施設におけるすべての公共的空間の区域について禁煙とする場合は、当該公共的施設の入口及び利用者の見やすい場所に当該区域が喫煙をしてはならない区域である旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなければならない。

2 施設管理者は、その管理する公共的施設について分煙の措置を講じた場合は、喫煙可能区域を明確にするとともに、当該喫煙可能区域の入口及び利用者の見やすい場所に、当該公共的施設が分煙の措置を講じている旨の表示、当該喫煙可能区域が喫煙可能区域である旨の表示、当該喫煙可能区域に未成年者の立入りができない旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなければならない。

### 【趣旨】

本条の規定は、公共的施設の利用者が、自らの意思で受動喫煙を避けることができるよう、その選択に資するため、禁煙又は分煙の措置を講

じた施設管理者に対して、表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策を義務付けるものである。

### 【解説】

本条例によって、受動喫煙を避けることができる環境に近づいたとしても、日常生活や社会生活を営むすべての環境からたばこの煙が取り除かれるわけではないので、受動喫煙を防止したいと考えている公共的施設の利用者は、自らの意思で、たばこの煙を回避する行動をとらなければならないこととなる。また、未成年者にあっては、受動喫煙の健康への悪影響について適切な判断を必ずしも期待することができず、それ故、たばこの煙を回避するための正しい行動をとることも難しい。

このため、本条では、公共的施設の利用者が、自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境を整備する一環として、禁煙又は分煙の措置を講じた施設管理者に対して、全面禁煙又は分煙である旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策を義務付けるとともに、未成年者を受動喫煙の健康への悪影響から保護するための未成年者の立入りの制限の規制（第11条）を実効のあるものとするため、その旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとることも義務付けたものである。

表示は最も利用者が分かりやすい周知方法と言えるが、屋外等においては表示が困難な場合もあるため、その他の利用者が分かりやすい周知のための方策として、広報や広告等による周知方法をとることもできる。

利用者へ周知が必要なものは下記のとおりである。

- ① 施設管理者がその管理する公共的施設について禁煙とする場合当該公共的施設が禁煙である旨
- ② 施設管理者がその管理する公共的施設について分煙の措置を講じた場合
  - ・ 当該公共的施設が分煙である旨
  - ・ 喫煙可能区域である旨
  - ・ 未成年者の立入りができない旨

#### （適用除外）

第14条 この条例は、飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営むものをいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）に該当するものを除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）、風俗営業及び同条第6項の店舗型性風俗特殊営業の用に供する公共的空間には、適用しない。

### 【趣旨】

- ① 本条の規定は、「飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）」及び風適法第2条第1項に掲げる営業「風俗営業」及び同条第6項の「店舗型性風俗特殊営業」の用に供する公共的空間については、未成年者の利用が少ないこと、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、適用除外とするものである。

## 【解説】

### （1） 風俗営業施設

下記に掲げる風俗営業を営む施設については、次の理由から特例措置を講ずることとしたものである。

- ① これらの施設において営業するためには、風適法上の構造及び設備の技術上の基準を満たす必要があり、現下の厳しい経済状況とあわせ、分煙への対応が困難な場合が想定されること。
- ② これらの施設の利用者には喫煙者が多いという実態があり、又、喫煙が許容されている場所という社会的風潮もあることから、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたこと。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
- 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）

- 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を10ルクス以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

(2) 飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)を営む施設については、

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」7 「酒類提供飲食店営業の意義」で、

①「酒類を提供して営む」とは、酒類(アルコール分1度以上の飲料をいう。)を客に提供して営むことをいい、提供する酒類の量の多寡は問わない。

②「営業の常態として」の解釈については、次の点に注意すること。

ア 営業時間中客に常に主食を提供している店であることを要し、例えば、1週間のうち平日のみ主食を提供する店、1日のうち昼間のみ主食を提供している店等は、これに当たらない

イ 客が飲食している時間のうち大部分の時間は主食を提供している店であることを要し、例えば、大半の時間は酒を飲ませているが、最後に茶漬を提供するような場合は、これに当たらない。

ウ 「通常主食と認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く。)、めん類、ピザパイ、お好み焼き等がこれに当たる。

と定めており、通常主食を楽しむために利用するファミリーレストラン、ファーストフード店、和食店、洋食店、中華・ラーメン店、寿司

店、そば・うどん店などは、子どもや健康不安があるもの等さまざまな人が利用する施設であり、受動喫煙防止の要請は高いが、スナック、居酒屋、焼き鳥店等、主に酒類を提供して店などは、飲酒とともに喫煙すること自体が許容されている現状があること。また、本市内に存在するスナック、居酒屋等は、小規模施設が多く、現下の厳しい経済状況とあわせ、分煙への対応が困難な場合が想定されることから、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当であると考えたため、この条例から適用除外とするものである。

附則

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(検討)

市長は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況及び市内の公共的空間における喫煙の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。